奈良県立大学就職委員会規程

(目的)

第1条 奈良県立大学における学生の就職支援に資するため、奈良県立大学就職委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項等)

- 第2条 委員会は次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 学生及び卒業生の就職の相談に関する事項
 - (2) キャリア育成プログラムの開発及び実施に関する事項
 - (3) インターンシップに関する事項
 - (4) 前各号に掲げるもののほか学生及び卒業生の就職の支援に関する事項
 - (5) キャリア・サポート室の運営に関する事項
- 2 委員会は、前項各号に掲げる事項に係る審議の結果について、必要に応じて大学運営会議 又は教授会に報告し、又は意見を述べるものとする。

(委員)

- 第3条 委員会は次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 専任教員のうち学長が指名する者 4人以上
 - (2) 一般職員のうち事務局長が指名する者 2人以上
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、学長がこれを指名する。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長 の決するところによる。
- 4 委員長は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、キャリア・サポート室において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に 諮って定める。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。